

四谷四丁目法人部部則

- (1) 当部の名称を四谷四丁目法人部と称す。
- (2) 四谷四丁目近隣あるいは他の地域の街づくりに貢献すると共に情報の交換等を通じ親睦を図ることを目的とする。
- (3) 地域に限定せず上記目的に賛同する法人又は準ずる団体により組織する。
- (4) 運営は、総て独自性と民主的であることを旨とする。
- (5) 研修会等事業(親睦会等)は、年3回(総会を含む)以上とする。
- (6) 事業計画及び運営については、世話人会によって検討支出すると共に総会にて承認を受ける。
- (7) 運営を円滑にする為、下記役員を置く。(世話人会)
但し、役員任期は、1年とし再任を妨げない。
〔A〕代表世話人 1名 〔B〕世話人 数名(会計1名を含む)
- (8) 会費は、年会費¥24,000とする。
- (9) 慶弔見舞事項
部員の慶弔・見舞には、世話人会がこれを図り¥20,000を限度に支払う。
ただし祝電・弔電、生花代等は別途とする。
震災等大災害時には別途世話人会にて検討する。

以 上